



「入札契約適正化の徹底のための当面の方策について」における地方公共団体等の入札契約適正化の取り組みについて

国土交通省総合政策局建設業課入札制度企画指導室 企画係長 こむろ みきお 小室 幹生

1. 地方公共団体等における入札契約の適正化の状況

地方公共団体の公共工事における入札契約については、平成13年度の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下、「入札契約適正化法」という)および「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(以下、「適正化指針」という)の施行以降、その適正化が推進されているところである。

国土交通省が総務省および財務省と共同で平成14年度に行った「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果」においても、入札契約適正化法により義務付けられた発注見通しや入札者名・入札金額、落札者名・落札金額等については、市区町村を含めて公表が進んでいる一方、入札契約適正化法の義務付け事項をすべて公表等している市区町村は全体の3割に過ぎないという実態も把握されたところであり、規模の小さい地方公共団体においては、適正化の取り組みに立ち遅れが見られたところである。

2. 地方公共団体等における入札契約適正化の促進に向けた方策

前述の「入札契約適正化法及び適正化指針の措

置状況調査」により地方公共団体、とりわけ市町村等における適正化の取り組みの立ち遅れが明らかとなったため、国土交通省として、総務省との連携を図りつつ、平成15年度においては、以下のとおり、地方公共団体等における入札契約適正化法に基づく適正化の取り組みを促進することとした。

(1) 情報公表の促進

前述の「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査」結果によれば、地方公共団体、とりわけ市区町村を中心として、「指名理由」「契約変

表 1 地方公共団体において立ち遅れの見られる事項の状況(平成13年度)
《国土交通省・財務省・総務省 入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査より》

	指名理由の公表について			
	公表済み		公表予定	
都道府県	47	100.0%	0	0.0%
指定都市	12	100.0%	0	0.0%
市区町村	1,907	59.1%	1,322	40.9%
計	1,966	59.8%	1,322	40.2%
	随意契約の相手方の選定理由の公表について			
	公表済み		公表予定	
都道府県	47	100.0%	0	0.0%
指定都市	12	100.0%	0	0.0%
市区町村	1,651	51.1%	1,578	48.9%
計	1,710	52.0%	1,578	48.0%

金額変更を伴う契約変更をした場合における契約変更理由の公表について				
	公表済み		公表予定	
	件数	割合	件数	割合
都道府県	47	100.0%	0	0.0%
指定都市	12	100.0%	0	0.0%
市区町村	1,901	58.9%	1,328	41.1%
計	1,960	59.6%	1,328	40.4%

更理由」等の公表について、取り組みが遅れていることが明らかとなった（表 1 参照）。

このため、入札契約適正化法により義務付けられている事項のうち、特に理由等の公表に係る事項を中心として、実際に公表を行っている市町村における事例を収集し、類型化したマニュアルを策定し、市町村へ周知することにより、情報公表の徹底を促進することとしたものである。

(2) 公共工事の品質確保のための施工体制の確保等

公共工事は税金を原資として行っていることから、発注者は公共工事の目的物である社会資本等が確実に効用を発揮するよう、その品質を確保することを責務として負っているものであり、そのためには、契約された公共工事について適正な施工体制を確保することが最も基本となる。

しかしながら、特に市区町村等においては、施工体制の確保のため入札契約適正化法により義務

付けられた施工体制台帳の写しの提出も徹底されていない状況となっている（表 2 参照）。

このため、施工体制台帳を活用した施工体制のチェックを実効あるものとするため、地方公共団体向けに「施工体制台帳活用マニュアル」を策定し、その周知・活用を図っていくこととしたものである。

表 2 地方公共団体における施工体制台帳の写しの提出状況（平成13年度）
《国土交通省・財務省・総務省 入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査より》

	提出させている		提出させていない	
	件数	割合	件数	割合
都道府県	47	100.0%	0	0.0%
指定都市	12	100.0%	0	0.0%
市区町村	2,019	62.5%	1,210	37.5%
計	2,078	63.2%	1,210	36.8%

また、施工体制の確保のために必須と考えられる施工体制把握のための要領や監督・検査基準、品質確保と企業の技術力評価に必要な工事成績評定要領を策定していない市町村も多数あり、特に規模の小さい発注者を中心として業務執行体制が不十分であることがうかがわれた（表 3 参照）。

このため、監督・検査や技術力評価等を行う体制が十分でない地方公共団体について、外部機関

表 3 地方公共団体において取り組みが立ち遅れている事項の状況（平成13年度）
《国土交通省・財務省・総務省 入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査より》

工事の監督・検査基準の公表について									
	公表済み		公表予定		基準は策定しているが未公表		未策定		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
都道府県	32	68.1%	10	21.3%	5	10.6%	0	0.0%	
指定都市	9	75.0%	0	0.0%	3	25.0%	0	0.0%	
市区町村	697	21.6%	278	8.6%	662	20.5%	1,592	49.3%	
計	738	22.4%	288	8.8%	670	20.4%	1,592	48.4%	
工事成績評定要領の公表について									
	公表済み		公表予定		要領を策定しているが未公表		未策定		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
都道府県	34	72.4%	8	17.0%	5	10.6%	0	0.0%	
指定都市	9	75.0%	1	8.3%	2	16.7%	0	0.0%	
市区町村	504	15.6%	274	8.5%	751	23.3%	1,700	52.6%	
計	547	16.6%	283	8.6%	758	23.1%	1,700	51.7%	
施工体制把握のための要領の公表について									
	公表済み		公表予定		要領を策定しているが未公表		要領を策定していない		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
都道府県	37	78.7%	2	4.3%	6	12.7%	2	4.3%	
指定都市	7	58.3%	0	0.0%	5	41.7%	0	0.0%	
市区町村	292	9.0%	170	5.3%	237	7.3%	2,530	78.4%	
計	336	10.2%	172	5.3%	248	7.5%	2,532	77.0%	

への委託等による補完を図るための実態調査を行い、その活用の推進に向けた今後の環境整備方策等を検討することとしたものである。

(3) 「重点項目」に係る指導の強化

入札契約適正化の基本原則の一つとして、透明性の確保が第一に挙げられるが、適正化指針で活用が求められている「入札監視委員会等の第三者機関」によるチェックが、透明性の確保に関してきわめて有効であることは言うまでもない。

しかしながら、地方公共団体における第三者機関の設置・活用は必ずしも普及しているとはいえない状況にある（表 4 参照）。

このため、「入札監視委員会等の第三者機関の活用」を「重点項目」の一つに位置付け、地方公共団体における活用実態を把握したうえで、設置・運営に係る基本指針を策定し地方公共団体に示すことで、その設置・活用を促進することとしたものである。

また、特に、予定価格の事前公表を行っている地方公共団体の入札においては、公表された予定価格から安易に入札価格を設定し、落札価格の高止まり、入札参加者の見積り努力の欠損、適切な見積り能力のない入札参加者の落札による工事の品質への懸念、談合の容易化等の指摘がなされているところである。

このような指摘に対して、発注者としては、入札参加者から工事内訳書の提出を求めることでその対応を図ることとしているが、地方公共団体に

おいては工事費内訳書の提出はもとより、提示も求めている発注者が多数あることが明らかとなっている（表 5 参照）。

このため、「工事費内訳書の提出」についても「重点項目」と位置付け、その具体化を促進することとしたものである。

なお、「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査」については、昨年度に引き続き平成15年度も実施することとしているが、これら「重点項目」の実施の見込みの立たない都道府県・政令指定都市については、入札契約適正化法に義務付けられた事項を実施しないものと併せて、個別の団体名を公表することとしているところである。

(4) 予定価格の事前公表

予定価格については、国の場合は会計法令により事前公表はできないとされているところであるが、地方公共団体においては、法令による制約がないことから、発注者の判断により事前公表を行っているところである（表 6 参照）。

予定価格の事前公表については、前述のとおり競争制限による落札価格の高止まり等の指摘がされているところであるが、一方では、入札契約を巡る典型的な不正行為である予定価格の漏洩を防止し、入札契約に係る透明性の向上が図られることも事実である。

このため、国土交通省所管の特殊法人等で平成14年度から試行している予定価格の事前公表につ

表 4 地方公共団体における第三者機関等の設置・活用の状況（平成13年度）
《国土交通省・財務省・総務省 入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査より》

	設置済み		設置予定		未設置	
	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	36	76.6%	4	8.5%	7	14.9%
指定都市	12	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
市区町村	125	3.9%	124	3.8%	2,980	92.3%
計	173	5.3%	128	3.9%	2,987	90.8%

表 5 地方公共団体における入札時の工事費内訳書提出の状況（平成13年度）
《国土交通省・財務省・総務省 入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査より》

	提出を求めている（本格実施）		提出を求めている（試行）		提示のみ求めている		提示・提出を求めていない	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
都道府県	31	65.9%	6	12.8%	6	12.8%	4	8.5%
指定都市	7	58.3%	2	16.7%	1	8.3%	2	16.7%
市区町村	680	21.1%	385	11.9%	121	3.7%	2,043	63.3%
計	718	21.8%	393	12.0%	128	3.9%	2,049	62.3%

いて、メリット・デメリットの検証を行うため、競争性の確保、入札参加者の見積り努力の促進を

図りつつ、全体発注件数の2割を目途に、引き続き試行を行うこととしたところである。

表 6 地方公共団体における予定価格の事前公表の状況（平成15年1月末現在）《国土交通省調べ》

団体名	適用範囲	備考
北海道	概ね全体の1割程度の工事を抽出し、試行	平成14年度より、段階的に本格実施予定
青森県	すべての工事	
岩手県	1億円以上のすべての工事	一般競争入札および条件付き一般競争入札
宮城県	各工種における最低ランクを除く1千万円以上の工事	
秋田県	4千万円以上の工事および4千万円未満の抽出した工事	
山形県	すべての工事	
福島県	すべての工事から任意抽出	平成15年4月から本格実施予定
茨城県	250万円以上のすべての工事	
栃木県	すべての工事	
群馬県	(事後公表)	
埼玉県	すべての工事	平成15年4月より本格実施予定
千葉県	1千万円以上の建設工事	平成15年4月より本格実施予定
東京都	予定価格250万円超のすべての工事	
神奈川県	設計金額1千万円以上の工事の概ね5割程度	
新潟県	(事後公表)	
山梨県	すべての入札に付する工事	
長野県	すべての工事	
富山県	(事後公表)	
石川県	(事後公表)	平成15年度4月より事前公表を本格実施予定
岐阜県	すべての競争入札	
静岡県	(事後公表)	
愛知県	250万円以上のすべての競争入札	
三重県	すべての土木工事等	
福井県	250万円以上のすべての工事	
滋賀県	1億円以下の工事の約半数	試行期間：平成14年10月15日～平成15年3月31日
京都府	予定価格5千万円以上のすべての工事で試行	
大阪府	すべての工事	
兵庫県	(事後公表)	
奈良県	1億円以上の工事	指名審査会が認めたもので、直接工事費のみを公表
和歌山県	すべての工事	
鳥取県	250万円以上のすべての工事	
島根県	すべての工事	
岡山県	すべての建設工事	予定価格と設計金額の両方を公表
広島県	1億円以上のすべての工事	
山口県	すべての工事	
徳島県	すべての工事	
香川県	設計金額5千万円以上のすべての工事	
愛媛県	設計金額5千万円以上の本庁、地方局執行工事	
高知県	すべての工事	
福岡県	予定価格250万円以上のすべての工事	
佐賀県	すべての工事で試行	
長崎県	すべての工事	
熊本県	すべての工事	
大分県	すべての工事	
宮崎県	競争入札に付するすべての建設工事で試行	
鹿児島県	すべての工事	
沖縄県	設計金額250万円以上の建設工事	
札幌市	すべての工事	
仙台市	1億円以上のすべての工事	
千葉市	5千万円以上のすべての工事	
川崎市	概ね6億円（一般競争入札）以上の工事で試行	ただし、土木工事等については概ね3億円以上で試行
横浜市	(事後公表)	平成15年度より事前公表を試行予定
名古屋市	一般競争入札および概ね1億円以上の公募型指名競争入札のうち半数程度を試行	
京都市	土木1億8千万円、建築3億5千万円、その他1億円以上の工事	平成15年1月より本格実施以外のすべての工事について試行
大阪市	すべての工事	
神戸市	(事後公表)	平成15年度上半期を目途に試行予定
広島市	1.5億円以上のすべての工事	平成15年1月より250万円以上の工事で試行
福岡市	特命随契を除くすべての工事	
北九州市	予定価格200万円以上の工事で試行	

()は設計金額の事前公表をしている団体